

監査公表第 16 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 3 日

新城市監査委員 夏 目 道 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰
(公 印 省 略)

監査結果の措置対象

作手総合支所 地域課

監査結果報告年月日

令和 7 年 7 月 1 日

監査結果に対する措置通知年月日

令和 7 年 9 月 25 日

講じた措置等の内容

作手総合支所

【地域課】

《意見 1》

作手総合支所は少ない職員数で頑張っておられるが、緊急事態が生じた場合に備え、あらかじめ本庁担当課や鳳来総合支所との間で相互支援の体制について取り決めておくようにされたい。

《措置状況》

作手総合支所の業務体制につきましては、窓口業務をはじめ幅広い事務処理が求められることから、緊急時に互いに迅速に対応できる体制をとっております。類似業務を行っている鳳来総合支所から応援を要請し、それが困難な場合は支所の業務経験者や業務の割合が高い市民課を優先的に応援に割り当てるといった手順を関係課と協議済みです。

また、土木事業における災害などの緊急時には土木課と連携し、さらに大規模な災害の場合には建設部からも人員を派遣する体制を整備しております。このような相互支援体制を確立することで、緊急時にも的確かつ円滑な対応ができるよう努めてまいります。

《意見 2》

作手地区は人口減少と高齢化が特に深刻となっているが、地域活動交付金

を活用したイベントの復活や国からの交付金を活用した地域活性化事業など、新たな取組が始まっている。地域の皆さんが寄り集まり絆のようなものが醸成されていくことが重要であるので、積極的に取り組まれない。

《措置内容》

イベントや地域活性化事業につきましては、市民の皆様をはじめ、関係する部局や関連官庁との連携を図り、適切な協議を重ねているところです。今後とも、関係者と密接に情報共有を行い、双方向のコミュニケーションを通じて信頼関係を構築するとともに、作手地区における地域の絆の強化と持続可能な発展を目指して積極的に取り組んでまいります。また、各種交付金の効果的な活用につきましても計画的に進め、市民生活の向上に繋がる事業展開に努めてまいります。

《意見 3》

農地管理については、近年の災害の激甚化を考えると、現状の土地改良制度が有効に機能するのか不安に思う。本庁担当課と情報共有を図り危機感を持って日々の業務に取り組まれない。

《措置内容》

近年の災害に対し、現行の土地改良制度を活用して復旧に取り組んでいます。公共災害復旧・小災害復旧に関しましては「新城土地改良事業分担金条例」に基づき、受益者（土地所有者）へ工事費の1割を分担金としてご負担いただいております。土地改良施設では、土地改良区単位で徴収した維持管理費や追加徴収を活用し対応しています。

激甚災害に指定された場合、国庫補助により工事費の90%以上が補助され、分担金の負担が軽減されます。一方、小規模災害復旧については市費90%、分担金10%で対応しています。さらに、大規模災害復旧では国庫補助を受けた公共災害事業が採択されるよう、本庁農業課と情報を共有し、迅速かつ的確な対応を進めていきます。

今後も災害対策では現行の補助制度を活用するとともに、市と関係機関の連携を強化し、地域の農地管理の安全性向上と持続可能性の維持に努めてまいります。